

# 税の申告

## 受け付けは

2月16日(火)

3月15日(火)

(平日のみ)

平成27年分の確定申告と市・県民税の申告が2月16日(火)から始まり、期間の終盤になると大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

▽送付先・問い合わせ  
確定申告 課税課 0508-8611  
中津川市かやの木町4-3 中津川税務署 0573-6611202  
▽市・県民税 課税課 0509-7292 (住所不要) 税務課 26-2111 (内線129)

### 確定申告

確定申告特設会場で、申告を受け付けます。

□とき 2月16日(火)～3月15日(火) 前9時～午後5時(土・日を除く)

□ところ 中津川商工会議所ホール ※この期間中、中津川税務署では申告相談を行います

問 中津川税務署 0573-6611202

**ウェブサイトで簡単作成**  
国税庁のウェブサイト (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書を作成できます。

### 市・県民税の申告

平成28年度の市・県民税は、平成28年1月1日現在、市内に住所を有する方の平成27年中の所得を基準に算出します。

問 税務課 (内線129)

**申告の受付会場**  
市役所会議棟での受け付け

□とき 2月16日(火)～3月15日(火) 前9時～午後5時(土・日を除く)

### 確定申告の対象

・事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計金額が、各種所得控除金額の合計額より多い方

・給与収入金額が2千万円を超える方

・給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える

### 申告の必要な方

平成28年1月1日に市内に住所がある方は、原則、申告書を提出しなければなりません。ただし次の方は申告の必要はありません。

- ・確定申告をした方
- ・年末調整をした給与収入のみの方
- ・公的年金のみを受給している方
- ※1 社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者特別控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要ですが、平成27年中に所得がなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため簡易申告書の提出が必要です。また

### 申告に必要なもの

①送付された市・県民税申告書か簡易申告書 ②印鑑 ③平成27年中の収入金額の分かるもの、源泉徴収票(給与・公的年金)、報酬等支払調書、事業の収支が分かる書類 ④保険料控除証明書(社会保険料、個人年金、生命保険料、介護医療保険料、地震保険料など)

※国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受ける場合、支払証明書の添付が義務付けられています。日

### 申告期間前の説明会など

マイホームを取得した方の住宅借入金等特別控除説明会

□とき 2月12日(金)、15日(月)午前9時～11時半、午後1時～4時

□ところ 中津川商工会議所ホール

**公的年金受給者の申告受け付け**  
確定申告期間前に、公的年金を受給している方の所得税の確定申告と市・県民税の申告を受け付けます。

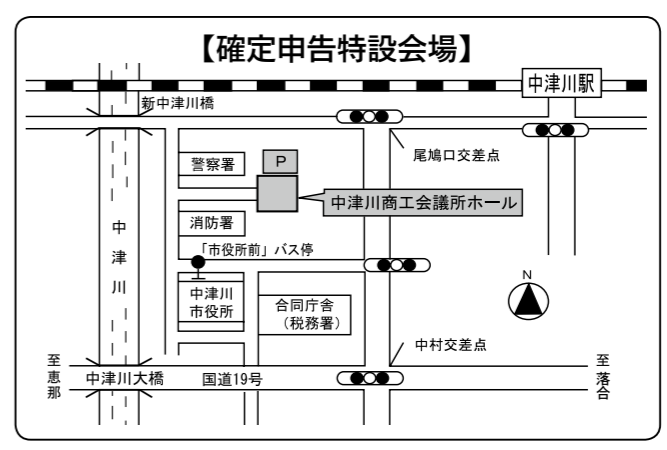
□とき 2月3日(水)～4日(木)午前9時半～正午、午後1時～4時

□ところ 市役所会議棟

### 肉用牛の販売農家の方へ

肉用牛を一定の家畜市場などで売却した場合や、農業協同組合などに委託して売却した場合、その所得の課税の特例を受けるには、確定申告の際に「肉用牛売却所得の税額計算書」と「肉用牛売却証明書」が必要です。

※国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、課税の特例を受けた免税所得を所得割額として算定することとなります



●市役所会議棟での受け付け●

とき	対象地区
2月16日(火)～19日(金)	大井町
2月22日(月)～25日(木)	長島町
2月26日(金)～29日(月)	東野
3月1日(火)	飯地町
3月2日(水)	中野方町
3月3日(木)	笠置町
3月4日(金)	武並町
3月7日(月)	三郷町
3月8日(火)～15日(火)	市内全域

●各地域での受け付け●

申告会場	とき	対象地区
中野方コミセン	2月16日(火)	1区～5区
	2月17日(水)	6区～11区
飯地コミセン	2月18日(木)	飯地町全域
武並コミセン	2月19日(金)	藤
	2月22日(月)	竹折
三郷コミセン	2月23日(火)	野井
	2月24日(水)	佐々良木・棕実
JA恵那北部支店	2月25日(木)	毛呂窪・本郷
	2月26日(金)	姫栗・河合
岩村振興事務所	2月29日(月)～	岩村町全域
	3月4日(金)	
明智振興事務所	2月29日(月)～	明智町全域
	3月11日(金)	
上矢作振興事務所	3月4日(金)～	上矢作町全域
	3月8日(火)	
申原振興事務所	3月9日(水)～	申原全域
	3月10日(木)	
山岡振興事務所	3月8日(火)～	山岡町全域
	3月15日(火)	

**要介護や要支援の認定者も 障害者控除の対象**

65歳以上の方で介護保険制度に基づき要介護1から5や要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」が受けられます。

この控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。希望する方は、介護保険被保険者証を持って、高齢福祉課か恵那南部地域の振興事務所へお越しください。

身体障害者手帳などを持っている方は、手帳を提示することで障害者控除が受けられます。

※本人や家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です

問 高齢福祉課 26-2111 (内線163)

問: 問い合わせ 用: 申し込み ※コミセン=コミュニティセンターの略